

社会福祉法人高知市社会福祉協議会
介護センターあじさい会館 指定居宅介護等事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定居宅介護等事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護事業及び同行援護事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護等事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、通院介助その他生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。また、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供を行うとともに移動の援護、その他必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 居宅介護等事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 居宅介護等事業の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、居宅介護等事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人高知市社会福祉協議会介護センターあじさい会館指定居宅介護等事業所
- (2) 所在地 高知市春野町西分1番地1（春野あじさい会館）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等事業の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤・兼務）

居宅介護等事業の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び訪問介護員に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 訪問介護員 2.5名以上（常勤及び非常勤）

訪問介護員は、居宅介護等計画等に基づき居宅介護等事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、営業日以外の日または営業時間外においても、サービス提供を行う場合がある。

（居宅介護等事業の対象者）

第6条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者

（居宅介護等事業の内容）

第7条 居宅介護等事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 通院介助
- (5) 同行援護
- (6) その他必要な介護、家事、相談、助言等

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 居宅介護等事業を提供した際は、利用者から市町村が定める基準に基づく居宅利用者負担額を受け取るものとする。

- 2 法定代理受領を行わない居宅介護等事業を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第29条第3項に規定する額の支払いを受け取るものとする。
- 3 前2項の規定による額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払っ

た利用者に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市春野町及びその周辺の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は、居宅介護等事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、協力医療機関等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する居宅介護等事業の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、利用者に対する居宅介護等事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した居宅介護等事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した居宅介護等事業に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した居宅介護等事業に関し、法第11条第2項の規定により県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は県からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力する。

5 事業者は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉サービス向上実施要領（平成14年4月1

日施行)に基づき苦情解決に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護等事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適性化のための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 訪問介護員によるサービスに対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、職員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業者は、利用者に対する居宅介護等事業の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等事業を提供した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

6 事業者は、適切な居宅介護等事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護等事業の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。